目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2．当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3．当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

4．その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料　　最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）
購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）
購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、
合計 103,300 米ドル（税込）お支払いただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[]内は外貨決済を選択した場合の例）
100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

5. 当社の概要

・商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地	〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立	1999 年 5 月
・資本金	13,195,101,821 円※
・主な事業	金融商品取引業
・加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル　0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。 当社ウェブサイト　ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（https://info.monex.co.jp/company/summary.html）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。
窓　　口 ： お客様ダイヤル
電話番号 ： 固定電話　0120-846-365（無料）
：携帯電話・一部 IP 電話　03-6737-1666（有料）
受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所 ： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号 ： 0120-64-5005
　　FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間 ： 月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以　上

（2025 年８月）

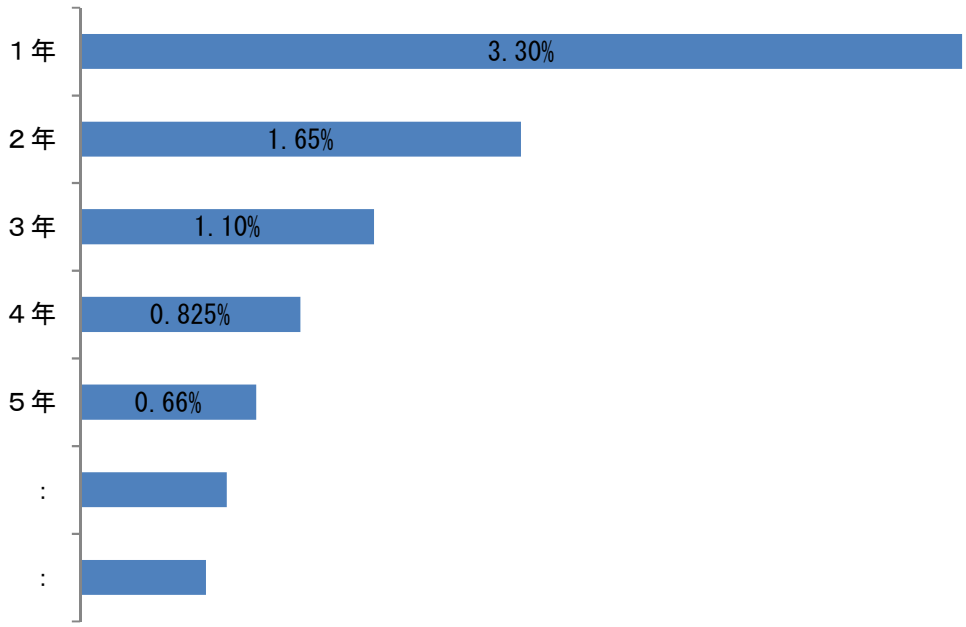
KTM_TOUSHIN_3.0

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3.3%（税込）の場合



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021 年 8 月）

2026 年 6 月 11 日

ご投資家の皆様へ

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

「ＳＢＩ米国小型成長株ファンド（愛称：グレート・スモール）」
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「ＳＢＩ米国小型成長株ファンド（愛称：グレート・スモール）」（以下「本ファンド」といいます。）は、2019 年 11 月 29 日に設定されましたが、2026 年 4 月 30 日現在、信託財産は約 12 億円であり、今後、本ファンドの信託財産の大幅な増加は見込み難く、効率的な運用の継続が難しくなりつつあります。また、繰上償還条項の条件である受益権口数 10 億口を下回る状態が続いていることから、弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも繰上償還を選択することが受益者にとって有利であると判断いたしました。

本ファンドにおいては、2026 年 6 月 12 日（金）現在の受益者（2026 年 6 月 10 日（水）までに、取得申込みの受付を完了された受益者が対象となります。）に、信託終了（繰上償還）に関する書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。本書面決議は、本ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成により可決され、その場合、本ファンドは 2026 年 8 月 21 日（金）をもって信託終了（繰上償還）となります。

書面決議の手続き及び日程

① 受益者の確定日	2026年6月12日（金）
② 書面による議決権の行使期限	2026年7月14日（火）弊社到着分までを有効とします。
③ 書面による決議の日	2026年7月15日（水）
④ 信託終了日（予定）	2026年8月21日（金）

書面決議の結果は、2026 年 7 月 15 日（水）に弊社ホームページにてお知らせいたします。
繰上償還が決定した場合、本ファンドの取得申込みの受付は 2026 年 7 月 16 日（木）までとなります。

なお、今後、受益者の皆様のご換金により運用資産が更に減少し、ポートフォリオを維持することが著しく困難な状況となった場合には、「信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合」として、書面決議を経ずに速やかに償還することがあります。

ご投資に際しましては、上記についてご留意くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日　2026.2.26



SBI米国小型成長株ファンド

愛称：グレート・スモール

追加型投信／海外／株式

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページに掲載しています。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■委託会社：ファンドの運用の指図等を行います。 SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者登録番号:関東財務局長（金商）第311号 ■受託会社：ファンド財産の保管・管理等を行います。 三菱UFJ信託銀行株式会社	■照会先 **SBIアセットマネジメント株式会社** **●ホームページ　https://www.sbiam.co.jp/** **●電話番号　03-6229-0097** **（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）**

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- この目論見書により行う「SBI米国小型成長株ファンド」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月25日に関東財務局長に提出しており、2026年2月26日にその効力が生じております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、表紙に記載の委託会社の照会先までお問い合わせください。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産（投資信託証券（株式 中小型株））	年2回	北米	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会*のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。
*2026年4月1日付けで、一般社団法人　資産運用業協会へ名称変更される予定です。

委託会社：SBIアセットマネジメント株式会社
設立年月日：1986年8月29日
資本金：4億20万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:7兆6,459億87百万円
※2025年11月末現在

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

本ファンドは、米国の小型株式（預託証書（DR）を含みます。）を投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、米国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している小型株式等に投資※を行います。

※小型株式等への投資は、「SBI米国成長株・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」という場合があります。）受益証券を通じて行います。

2 ボトムアップ・アプローチにより投資銘柄を厳選します。

流動性と時価総額によるスクリーニングを行い、利益、売上の成長率及び株価のモメンタム※等に着目し、原則として80～120銘柄程度に分散投資します。

※モメンタムとは、相場の勢い（強弱）や方向性を判断する指標の一つです。

3 株式等の運用は、ドリーハウス・キャピタル・マネジメントLLC（ドリーハウス社）が行います。

マザーファンドの株式等の運用指図に関する権限をドリーハウス社に委託します。　2025年11月末現在

ドリーハウス社は、故リチャード・ドリーハウス氏を創業者とする米国シカゴの独立系投資顧問会社で、機関投資家及び富裕層向けに成長株投資戦略やオルタナティブ投資戦略を提供しています。

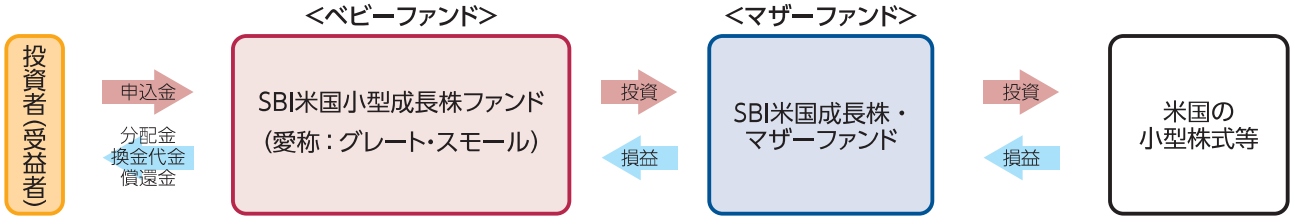
設立：1982年
本社：米国シカゴ
免許等：米国SEC（証券取引委員会）に登録
投資プロフェッショナル：約34名
従業員数：約88名

運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

4 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託（ベビーファンド）の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色



分配方針

- 年2回(5月と11月の各25日。休業日の場合は翌営業日)決算時に分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制することとします。
(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

マザーファンドのポートフォリオ構築プロセス

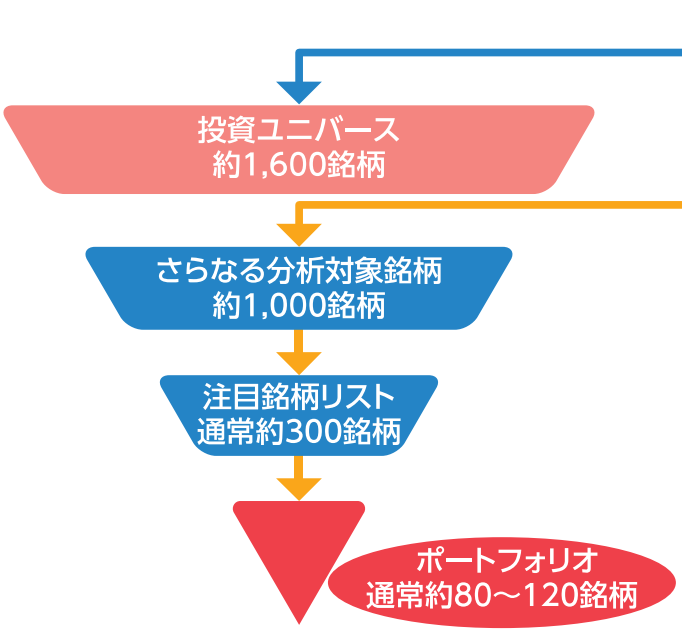
ドリーハウス社は、システマティックなファンダメンタル分析及び定量分析を継続的に行っています。目的は、収益成長に関してポジティブな変革を起こしつつある、優れたビジネスモデルを持つ企業を効率的に特定するためです。このような企業こそが、さらなる分析を行う投資対象になります。

(ドリーハウス社の米国小型成長株投資戦略)

本戦略はファンダメンタル分析、行動分析、マクロ分析を基に、株式市場が変化する際に表れる株式市場の非効率性を利用して投資を行い、参考指標であるラッセル2000グロース・インデックス※に対する超過収益の獲得を目標としています。

※「ラッセル2000グロース・インデックス」は、米国株式市場全体の時価総額上位3,000銘柄(市場全体の約98%を代表)で構成されるラッセル3000インデックスの時価総額の下位2,000銘柄のうちで、PBR(株価自己資本倍率)が高く、成長性が相対的に高いと予測される銘柄で構成された指数です。

対象銘柄数



＊上記のプロセスは、今後変更になる場合があります。

システマティックな分析

流動性と時価総額によるスクリーニング

・日次平均取引量が100万米ドル以上
・時価総額が5～50億米ドル程度を中心

ファンダメンタル及び定量的スクリーニング

・利益及び売上の成長率
・利益及び売上の成長率の変化度合
・利益、売上、EBITDA※の修正
・利益、売上、EBITDA※のサプライズ
・相対的な株価、ボリュームの強さ、株価のモメンタム

※EBITDAとは
Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortizationの略です。
税引前利益に支払利息や減価償却費を加えて算出される利益を指します。金利水準、税率、減価償却方法などは国によって異なるため、国際的企業の収益力は一律に比較することはできませんが、EBITDAはその違いを最小限に抑えて利益の額を表すことを目的としており、企業などの収益力を比較・分析する際に用いられます。

主な投資制限

①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
②投資信託証券(マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
④外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に米国株式に投資を行います。株式等値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株価変動リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。特に投資する小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。本ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、本ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
流動性リスク	株式を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、本ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資リスク



その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

リスクの管理体制

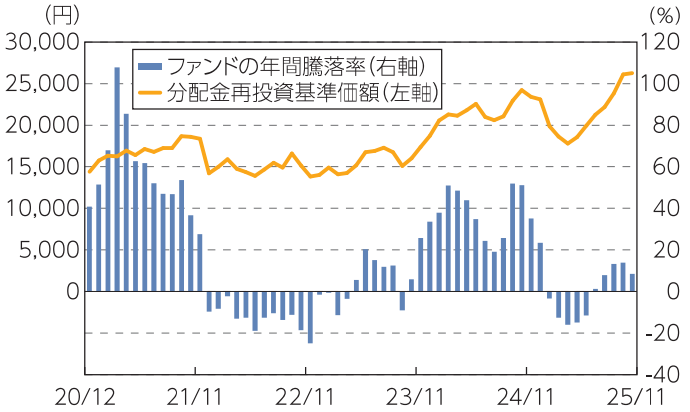
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ取引については、社内規程に基づいて投資方針に則った運用が行われているかを日々モニタリングを行っています。
流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

投資リスク

（参考情報）

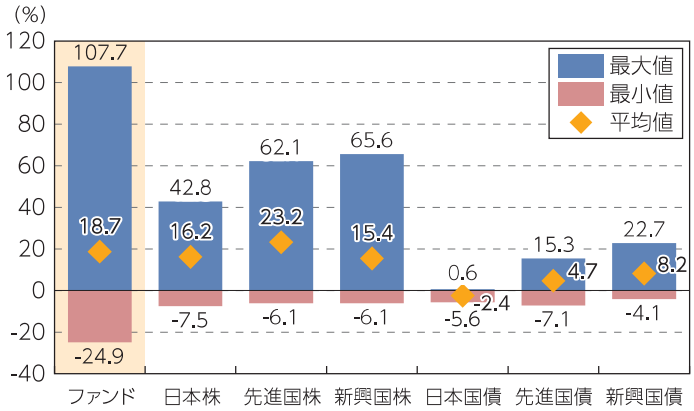
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年12月～2025年11月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年12月～2025年11月



＊上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＊「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

＊ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日 本 株…Morningstar 日本株式指数
先進国株…Morningstar 先進国株式指数（除く日本）
新興国株…Morningstar 新興国株式指数
日本国債…Morningstar 日本国債指数
先進国債…Morningstar グローバル国債指数（除く日本）
新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日 本 株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株：Morningstar 先進国株式指数（除く日本）は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債：Morningstar グローバル国債指数（除く日本）は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社（これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」と言います）の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

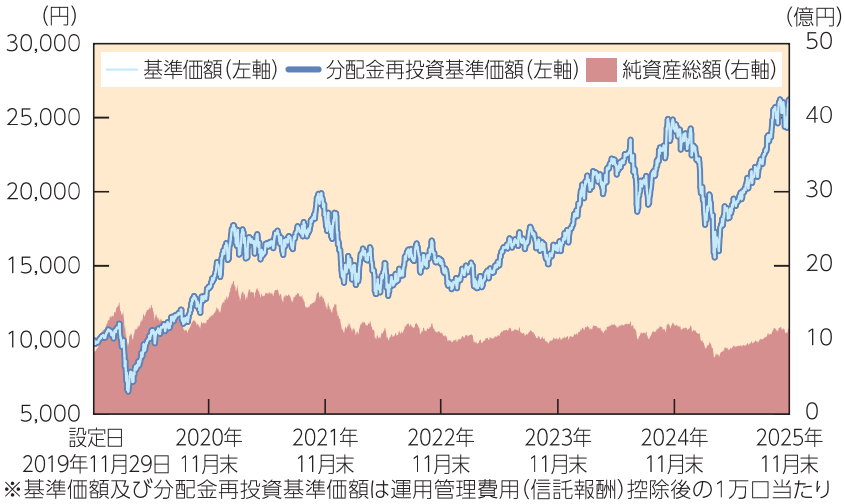
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2025年11月28日)

(設定日(2019年11月29日)～ 2025年11月28日)



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	26,242円
純資産総額	11.63億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第 8 期(2023年11月27日)	0円
第 9 期(2024年 5 月27日)	0円
第10期(2024年11月25日)	0円
第11期(2025年 5 月26日)	0円
第12期(2025年11月25日)	0円
設定来累計	0円

資産構成

ファンド	比率
SBI米国成長株・マザーファンド	98.0%
現金等	2.0%
合計	100%

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

主要な資産の状況(マザーファンド)

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

≪組入上位10銘柄≫

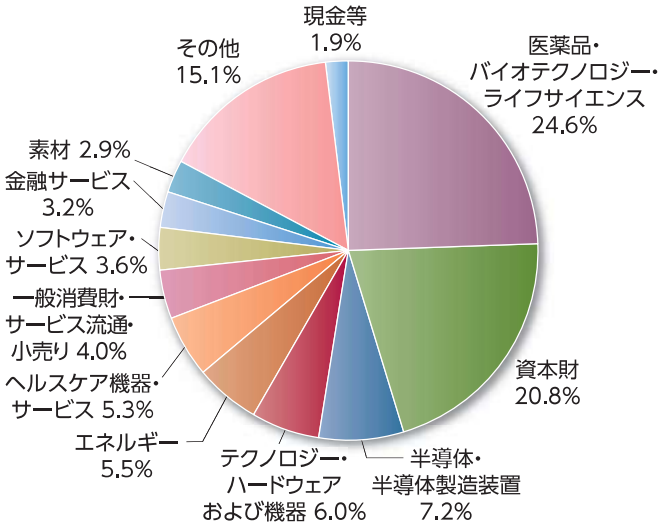
	銘柄	業種	組入比率
1	ガーダント ヘルス	ヘルスケア機器・サービス	2.5%
2	クリネティック ファーマシューティカルズ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.0%
3	ブリッジバイオ ファーマ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.7%
4	カーチス ライト	資本財	1.6%
5	インターデジタル	ソフトウェア・サービス	1.6%
6	ファブリネット	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.6%
7	SPXテクノロジーズ	資本財	1.5%
8	インピンジ	半導体・半導体製造装置	1.5%
9	スターリング・インフラストラクチャー	資本財	1.4%
10	リズム・ファーマシューティカルズ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.4%

≪構成比率≫

マザーファンド	
外国株式	98.1%
現金等	1.9%
合計	100.0%

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

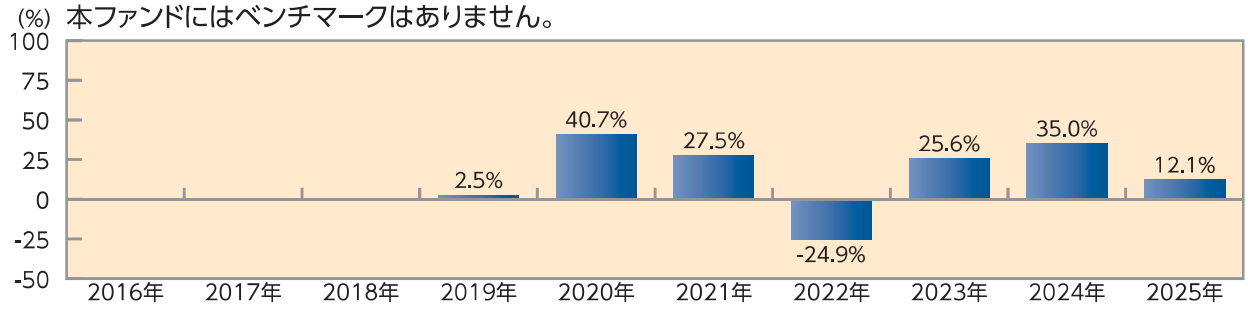
≪業種別構成比率≫



※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2019年は設定日2019年11月29日から年末まで、2025年は年初から11月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降のお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	次のいずれかに該当する場合は、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ニューヨークの証券取引所の休業日、ニューヨークの商業銀行の休業日、委託会社の指定する日
申込締切時間	原則として、午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	2026年2月26日(木)～2026年8月25日(火) ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及び既に受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(設定日：2019年11月29日(金))
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	年2回(5月と11月の各25日。休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiam.co.jp/
運用報告書	ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に**3.3%（税抜3.0%）を上限**として販売会社が独自に定める手数料率を乗じた額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等の対価
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**を乗じた額をご換金時にご負担いただきます。	換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

信託報酬は、①基本報酬と②実績報酬の総額とします。なお、信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

①基本報酬

ファンドの日々の純資産総額に**年1.5675%（税抜：年1.425%）**を乗じて得た額が毎日計上され、基準価額に反映されます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜基本報酬の配分（税抜）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.80%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
販売会社	年0.60%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	年0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

＊上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。

＊委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図権限の委託先への報酬（年0.50%）が含まれています。

②実績報酬

実績報酬控除前の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、その超過額の**11%（税抜10%）**が実績報酬となります。

実績報酬はファンドの運用実績に応じて委託会社（運用指図権限の委託先を含みます。）が受領します。

◆ハイ・ウォーター・マークについて◆

ハイ・ウォーター・マークとは、川などに設置してある目盛が付いた水位標（最高水位線）のことで、ハイ・ウォーター・マーク方式による実績報酬は、一定時点毎の基準価額が過去の一定時点における最高値を更新した場合に、その更新した額に対して一定の計算式で実績報酬を受領する仕組みをいいます。

本ファンドにおけるハイ・ウォーター・マークは、次のとおりです。

（ⅰ）設定日から第1計算期間末まで：10,000円（1万口当たり）

（ⅱ）上記（ⅰ）以降：

毎計算期間末において、当該日の基準価額が、その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金を控除した価額に調整されるものとします。

（ご参考）

実績報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	算出期間末基準価額
2025年5月27日～2025年11月25日	24,773円	25,553円
2025年11月26日～2026年5月25日	25,553円	—

＜実績報酬にかかる留意事項＞

- 日々算出・公表される基準価額は、実績報酬控除後の価額です。したがって、換金される際に、換金時の基準価額からさらに実績報酬が差し引かれるものではありません。
- 実績報酬は、毎計算期末にファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されているため、さらに実績報酬が差し引かれるものではありません。

手続・手数料等

その他の費用及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用等本ファンドの投資に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。 *これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税※及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税※及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- 上記は2025年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2025年5月27日～2025年11月25日です。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.14%	1.57%	0.57%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※各比率は、年率換算した値です。実績報酬は、各期末時点の運用実績に応じて委託会社が受け取る運用の対価ですが、他の費用と同様に年率換算しています。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。